

廃掃法とバーゼル法の「すきま」解消へ

審委

環門

優良認定のあり方なども議論 中専

て、「すきま」を解消すべきではないかという意見が挙がっている。

スクラップヤード

した使用済み電気電子機器等や電池類に起因する火災の発生や、保管や破砕等に際しての有書物

じができない必要な措置をとるべきメリットを示すべきではないかといった。講じるべきだとした。

優良認定制度の見直しについては、認定を受け

た処理業者が排出事業者

による選択されるように

する観点から、処理状況

に関する情報の排出事業者への提供またはインターネットを通じた公開等

に關する要件や財務要件に關する要件や財務要件

の見直しなどを含め、認定基準について必要な検討を行なうべきだとされ

た。排出事業者の立場からすれば、「排出側が使いたい

組みについて検討すべき

だとされた。

中央環境審議会（環境相の諮問機関）廃棄物処理制度専門委員会の6回目の会合が先月28日都内で開かれ、前回に引き続き廃棄物処理に関する優良な人材の育成などをについて議論された。

使用済み電気電子機器をはじめ、有書特性を持つ使用済み物品の国内管

理法とバーゼル法との「すきま」となっており、いわゆる不用品回収業者による回収やスクランプヤードにおける不適正な取り扱いに対する取り締まりの実効性が確保でき

ていない状況にある。また、それらの輸出を通じて海外でも環境汚染を生じさせている恐れがあることから、このような使用済み物品の性状に応じて、その管理を適正化することを制限するなど処理基準の順守を求める

人材育成では、特に産業廃棄物処理業における方策について、業界団体等によるより実効的な研修や講習の実施など、職員の能力・知識の向上を一層推進するための取り組みについて検討すべき